

令和3年8月23日

〒451-0044

愛知県名古屋市西区菊井2-12-32

アブロードインターナショナルスクール名古屋校 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075

愛知県名古屋市千種区内山三丁目28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 伊藤英樹

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

差止請求書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、貴校に対して、令和3年1月28日付けで、貴校の利用規約について条項を改めるよう申入れを行いました。貴校からは、現時点までに、何らの回答もありません。

そこで、当団体は、貴校に対し、消費者契約法41条1項の請求として、本差止請求書を送付します。

本差止請求書が通常到達すべき時から1週間が経過した後は、当団体は、貴校に対し、消費者契約法が定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求書に対する貴校の対応につき、本差止請求書到達後1週間以内に、上記連絡先宛に書面でご回答下さい。

なお、本差止請求書の内容、本差止請求書に対する貴校のご回答の有無・内容及び本差止請求書の経緯・内容については、消費者被害防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

第1 請求の要旨

- 1 当団体は、貴校に対し、アフタースクール・サタデースクール等の名称で英語指導等を行う契約を締結するに際し、「自然災害（地震、洪水、台風、大雨など）の警報・注意報発令時や悪天候時など、臨時休校となる場合、朝8時までメールにてご連絡いたします。振替レッスンや返金は致しかねますのでご了承ください。」等、貴校及び会員双方に責めに帰することができない事由が生じた場合に、貴校が既に受領した金員を返還しないとの条項を含む意思表示を行わないことを求めます。
- 2 当団体は、貴校に対し、アフタースクール・サタデースクール等の名称で英語指導等を行う契約を締結するに際し、「コース変更および休学・退学は、希望月の前月5日までにメールにて学校へご連絡ください。退学届は書面にてご記入いただきます。期日を過ぎてからのご連絡は、翌々月での退学・休学となります。」「月途中（スクールカレンダーをご覧ください。）での退学、休学、コース変更はできません。」等、退学・休学の希望月の前月5日を超えた場合に、退学、休学の効力発生時期を翌月末日とする条項を含む意思表示を行わないことを求めます。
- 3 当団体は、貴校に対し、アフタースクール・サタデースクール等の名称で英語指導等を行う契約を締結するに際し、「お支払いいただいた料金（入学金、年間維持費・サポート費、レッスン料、教材費等）は、いかなる場合でも返金致しかねますのでご了承ください。」等、解除事由や時期等にかかわらず既に受領した金員を一律に返金しないとする条項を含む意思表示を行わないことを求めます。
- 4 当団体は、貴校に対し、上記の条項が記載された書面、電子データを破棄すること、及び、上記の条項を含む契約の勧誘及び締結を行わないことを貴校内に周知徹底することを求めます。

第2 紛争の要点

1 請求の要旨1について

- (1) 貴校及び会員との契約（以下、「本契約」といいます）は、「消費者と事業者との間で締結される契約」（消費者契約法2条3項）であり、消費者契約に該当することから、消費者契約法の適用を受けます。
そして、貴校の2020年度サタデースクール アブロードインターナショナルスクール名古屋校と題する規約（以下、「本規約」といいます）には、「自然災害（地震、洪水、台風、大雨など）の警報・注意報発令時や悪天候時など、臨時休校となる場合、朝8時までメールにてご連絡いたします。振替レッスンや返金は致しかねますのでご了承ください。」（以下、「本規約①」といいます）と定められています。
- (2) 消費者契約法10条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と規定しており、民法等の規定による場合に比して消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一時的に

害する条項を無効としています。

- (3) そして、民法536条1項は、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行できなくなったときは、債権者は反対給付の履行を拒むことができるとされているところ、本規約は自然災害といった貴校及び会員の双方の責めに帰することのできない事由によって、貴校が債務を履行できなくなった場合でも振替レッスンや返金をしないとされています。民法に従うと債権者である会員が反対給付であるレッスン費用等の支払いを拒むことができるにもかかわらず、本規約①は貴校が会員への返金をしないとしますので、消費者の権利が一方的に制限されているのは明らかです。

また、自然災害等により臨時休校となる場合においては貴校においてレッスン等も行われことから貴校の損害も観念できず、本規約①に合理的な理由もないことは明らかです。

そのため、本規約①は、消費者契約法10条に違反しているため、無効です。

2 請求の要旨2について

- (1) 貴校の本規約には、「コース変更および休学・退学は、希望月の前月5日までにメールにて学校へご連絡ください。退学届は書面にてご記入いただきます。期日を過ぎてからのご連絡は、翌々月での退学・休学となります。」「月途中（スクールカレンダーをご覧ください。）での退学、休学、コース変更はできません。」（以下、「本規約②」といいます）と定められています。

- (2) 貴校と会員との契約は、貴校がアフタースクール・サタデースクール等を運営して、会員や会員の子らに対し、英語の指導を行うことに対する対価として、会員が会費を支払うというものであることから、民法上の準委任契約類似の契約であると考えられます。

そして、民法においては、準委任契約の各当事者はいつでもその契約を解除できます（民法656条、651条1項）。受任者は、不利な時期においてやむを得ない場合には解除に伴う損害賠償請求もできますが（民法656条、651条1項1号）、報酬を請求できるのは既にした履行の割合に応じたものに限られます（同法656条、648条3項）。

- (3) 本規約②は、月途中での退学、休学はできないとされていることから、会員の退学、休学申出の効力発生時期は、退学、休学を希望する月（以下、「希望月」といいます）の末日（希望月の前月5日を超えている場合は翌月末日）としているものと考えられます。

貴校の英語指導という業務は、月途中で退学や休学の申出をしたことで損害の発生を観念できず、退学、休学の申出が希望月の前月5日を超えた場合に、退学、休学の効力発生時期を翌月末日とする合理的な理由はないといえます。

したがって、民法によるといつでもその契約を解除できるとされる本契約について、本規約②は、本契約の解除権を一方的に制限するものであり、消費者の権利が、一方的に制限されているのは明らかです。

そのため、本規約②は、消費者契約法10条に違反しているため、無効です。

3 請求の要旨3について

(1) 貴校の本規約には、「お支払いいただいた料金（入学金，年間維持費・サポート費，レッスン料，教材費等）は，いかなる場合でも返金致しかねますのでご了承ください。」（以下，「本規約③」といいます）と定められています。

(2) 消費者契約法9条1号は，「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し，又は違約金を定める条項であって，これらを合算した額が，当該条項において設定された解除の事由，時期等の区分に応じ，当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分」について無効と規定しています。

そして，消費者が，消費者契約の解除に伴い，事業者から不当に損害賠償等の負担を強いられることがないようにするとの消費者契約法9条1号の趣旨からすると，消費者契約中のある条項が消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し，または違約金を定める条項であるかどうかは，その条項の文言のみではなく，実質的に見て損害賠償額の予定または違約金を定めたものとして機能する条項であるかどうかによって判断すべきとされています（京都地判平成15年7月16日判時1825号46頁）。

(3) 本規約③は，消費者が会員契約を解除した場合や入学後に退学した場合などについて，支払い済みの入学金や年間維持費・サポート費，レッスン料，教材費等を一切返金しないとするものであり，実質的に見て損害賠償額の予定または違約金を定めた条項といえます。

そうすると，本規約③は，契約の解除または終了にあたって，消費者に対して，解除の事由，時期を一切考慮することなく，事業者が生じる平均的な損害を超える損害賠償額の予定，違約金を課す条項であるといえ，消費者契約法9条1号に違反し，平均的な損害を超える部分については無効となることは明らかです。

4 請求の要旨4について

消費者契約法は，適格消費者団体に対して，不当行為の停止を求める権限を付与しているだけでなく，不当行為の停止または予防のために必要な措置をとることを求める権限も付与しています（消費者契約法12条）。そこで，不当条項を含む契約の勧誘・締結を行わないことを求めるとともにその予防措置として，不当条項が記載された書面，電子データを破棄すること，並びに，不当条項を含む契約の勧誘・締結を行わないことを貴校内に周知徹底することを求めます。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

名古屋地方裁判所

以上

差出人 〒464-0075
愛知県名古屋市千種区内山3-28-2KS千種ビル6階F
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

受取人 〒451-0044
愛知県名古屋市西区菊井2-12-32

アブロードインターナショナルスクール名古屋校御中

この郵便物は令和 3年 8月23日
第 12490058265 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：2021082312102300100000 号

郵便認証司

3. 8. 23

新 東 京
3. 8. 23
12-18

